

平成 1 8 年度水防月間実施要綱（抄）

1．目 的

水防月間の実施は、水害から国民の生命と財産を守るため、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資することを目的とする。

2．期 間

平成 1 8 年 5 月 1 日（月）から平成 1 8 年 5 月 3 1 日（水）まで
（北海道にあっては、平成 1 8 年 6 月 1 日（木）から平成 1 8 年 6 月 3 0 日（金）まで）

3．主 催

国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体（市町村等）

4．後 援

警察庁、防衛庁、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本放送協会、（社）日本新聞協会、（社）日本民間放送連盟、日本赤十字社

5．協 賛

全国水防管理団体連合会、（社）日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、（社）建設広報協議会、（社）全国海岸協会、（社）全国治水砂防協会、（社）全国防災協会、（社）全国土木コンクリートブロック協会、（社）ダム・堰施設技術協会、（社）河川ポンプ施設技術協会、（社）雨水貯留浸透技術協会、（財）河川環境管理財団、（財）河川情報センタ－、（財）国土技術研究センタ－、（財）ダム技術センタ－、（財）ダム水源地環境整備センタ－、（財）リバ－フロント整備センタ－、全国建設弘済協議会

6．運動のテ－マ

洪水から守ろうみんなの地域

7．月間の重点

(1) 水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及

特に、地域住民・企業が参加する水防訓練の実施

(2) 水防体制の強化

特に、重要水防箇所の周知徹底

(3) 河川管理施設の点検整備

特に、堤防、護岸、堰、水門、樋門、閘門等の点検整備

8．実施概要

水防管理団体、河川管理者及び都道府県（以下「水防管理団体等」という。）は、出水期を前にしたこの月間内に、水防の意義及び重要性について国民の理解を深めるとともに、水害の恐ろしさや水防に対する国民の関心を高めるよう次に掲げる活動を積極的に実施するものとする。

なお、効果的な広報活動の推進に資するため、以下の活動の実施状況を月間終了後報告するものとする。

水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及

(1) 広報活動等の推進

水防管理団体等は、水防の意義及び重要性等について、新聞、テレビ、ラジオ等報道関係機関の協力やインターネット等を有効活用し、積極的に広報活動を行うものとする。

水防管理団体等は、広報誌、ポスタ -、パンフレット、折り込み、ステッカ -、横断幕等を活用し、水防の意義及び重要性並びに水防月間の実施の趣旨が地域住民に十分に浸透するよう努めるものとする。

水防管理団体等は、水防に関する各種イベント、展示会及び講演会の開催、アンケート調査、小中学生を対象としたポスタ - 及び作文の募集等各種の行事を行うものとする。

避難場所、重要水防箇所の周知等

水防管理団体等は、ハザードマップ等を活用し、洪水時の浸水想定区域や区域内の地下施設等における避難行動が迅速かつ的確に行われるよう、地区単位で安全な避難場所や避難経路等の確認を行い、重要水防箇所と併せて地域住民への周知に努めるとともに、地域住民参加による避難訓練を実施するものとする。

(2) 水防演習の実施

水防管理団体等は、水防団、消防機関、水防協力団体等の協力を得て、洪水時における関係機関との連携と水防体制の強化を期するとともに、水防技術の習得・研鑽、水防に関する基本的考え方の普及及び

水防意識等の高揚を図るため、水防演習を実施するものとする。

水防管理団体等は、水防知識及び水害に対する心構えを確立する意味においても、多くの地域住民・企業や地域の有識者及びNPO等が参加するよう関係機関と協力して、実態に即した総合的な演習を実施するよう努めること。

水防体制の強化

- (1) 洪水予報、水防警報、特別警戒水位への到達情報の通知及び周知等の情報伝達演習等による迅速かつ確実な情報伝達体制の確保

水防管理団体等は、洪水予報、水防警報、特別警戒水位への到達情報の通知及び周知等の水防情報の迅速かつ的確な伝達を図るため、関係各機関との通信及び連絡に必要な機器及び施設の点検整備を行うとともに、量水標管理者、水防団及び消防機関を含め、総合的な情報伝達演習を行うものとする。

特に、洪水時における通信機能の低下や混乱に備えて無線機器による情報伝達訓練及び避難勧告等の発令に係る情報伝達訓練も実施するものとする。

また、高齢者、障害者等災害時要援護者が利用する施設および地下施設に対しては、適切な情報提供などにより警戒避難体制等の充実・強化を推進するものとする。

- (2) 水防資器材の点検、整備

水防管理団体等は、水防資器材の点検を行い、地域や河川の特性を踏まえた資器材の整備を図るとともに、整備結果等を踏まえて水防計画の見直しを行うものとする。

- (3) 重要水防箇所の周知徹底等

河川管理者は、洪水時に迅速かつ的確な水防活動の実施が図られるよう、水防管理団体と共同巡視を行い、重要水防箇所の周知徹底を図るとともに、水防に必要な情報の交換等を行うものとする。

あわせて、適切な警戒避難態勢がとれるよう、関係市町村等の関係機関に対して、危険箇所に関する状況（例えば危険箇所からの越流が生じる水位と近傍の水位観測所の水位との関係等）や当該箇所からの越流等によって想定される浸水区域等の情報について、周知徹底を図るものとする。

また、水防管理者等は、地下空間における浸水被害軽減のため、地下施設管理者等と連携した情報伝達、避難体制の整備等を行うものとする。

- (4) 水防研修等の充実

水防管理団体等は、水防法に基づく権限や水防に必要な高度な知識及び技能の修得が図られるよう水防研修会等における講義、討議、実習等

研修内容の充実に努め、水防の一層の活性化を推進するものとする。

(5) 水防団員の所属する事業所に対する協力依頼

水防管理団体等は、サラリーマンである水防団員が安心して水防活動に従事できるように、水防活動時の休暇の取扱いについての配慮等所属事業所の理解と協力を得られるよう、積極的に働きかけていくものとする。

河川管理施設等の点検、整備等

河川管理者は、水防管理団体とともに河川の巡視を行い、河川管理施設、許可工作物等の安全性について点検し、

- (1) 危険と思われる河川管理施設については、速やかに補強工事その他の適切な措置を講ずること。
- (2) 許可工作物等については施設管理者による点検、整備を十分行わせるとともに、その状況について河川管理者への報告を求めるとともに、施設管理者の立会いのもと、点検の結果を確認する等適切な指導監督を行うこと。
- (3) 堤防、護岸等については、損傷や変形、浸食など施設の状態を確認するとともに、近年の集中豪雨による災害等最近の災害に係る被災箇所については、厳重な警戒を行うものとする。
- (4) 堰、水門、樋門、閘門等の工作物のゲ - トの開閉状況、取付護岸の維持状況、樋門周辺の空洞化状況及び下流側の河床低下の状況等について重点的な点検を行うものとする。

水防功労者の表彰

水防管理団体等は、水防に関し顕著な功績のあった個人又は団体を表彰するものとする。